

令和3年度

「めぐろとくとくとく商品券」の 取扱店舗を募集!

目黒区では、新型コロナウイルスの影響により売上が落ちている事業者を支援し、地域経済の活性化を図るため、令和2年度に実施した「めぐろ地元のお店応援券」に引き続き、令和3年度についても「めぐろとくとくとく商品券(プレミアム率30%)」を発行することといたしました。

今回のプレミアム率は30%であるため、多くの区民の利用が見込まれます。

集客・売上アップの後押しになりますので、ぜひご登録ください。

登録申請をされる場合は、同封の「めぐろとくとくとく商品券取扱店舗登録申請書」に必要事項記入の上、ご返送いただきますようお願いいたします。ご協力をお願いします。



お早めの返信を
お願いします!

このお願いは、令和3年度発行の目黒区商店街商品券「歓迎店名簿」に掲載されている店舗(予定含む)にお送りしています。

『めぐろとくとくとく商品券取扱店舗登録申請書』の返送締切日 **令和3年7月21日(必着)**

【問い合わせ先】 目黒区 産業経済・消費生活課 商店街振興係

Tel : 03-5722-9881 Fax : 03-5722-9169 mail : sangyo06@city.meguro.tokyo.jp

「めぐろとくとく商品券」とは

令和3年度に目黒区(※)が発行するプレミアム率30%のプレミアム付商品券です。事業の概要は次のとおりです。

【発行総額】

- 6億5千万円(5億円+プレミアム分1億5千万円)

【券種】

- 小・中規模店舗限定券 1000円券×2枚、500円券×5枚
- 共通券(大規模店舗(※)も含めて使用できる) 1000円券×1枚、500円券×2枚
※店舗面積1,000㎡超の店舗

【販売単位】

- 1セット6,500円分の商品券を5,000円で販売(10万セット)

【購入方法等】

- 事前申込制、1人4セットまで購入

【利用期間】

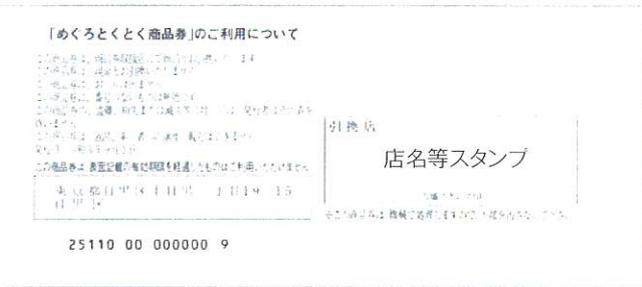
- 購入後～令和4年3月末

※「めぐろとくとく商品券」を商品等の代金として受け取るためには、事前に区に申込みをする必要があります。

換金方法

代金を商品券で受け取った後は、商品券の換金が必要です。受け取った商品券の裏面「引換店欄」に店舗のスタンプを押してから換金となります。また、換金方法は調整中のため、後日、改めて参加店舗にお知らせいたします。

〈商品券裏面〉



〈ご注意〉

- 1 ご提出いただいた情報(以下「情報」という。)のうち、店舗名称、住所、電話番号、業種、店舗区分(大型店、小・中規模店舗)は、区公式ホームページ及び取扱店舗一覧の冊子に掲載されます。
- 2 情報は委託する事業者(取扱店舗一覧作成事業者、換金関係事業者等)に提供します。
- 3 委託事業者は、本事業を実施するため以外の用途では、情報を使用しません。また、本事業終了後は、情報を速やかに廃棄します。
- 4 商品券は次に掲げる用途には使用できません。
 - (1) 現金への換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等へのチャージ
 - (2) 商品券やプリペイドカード、切手、収入印紙など換金性の高いものの購入
 - (3) たばこの購入(電子たばこ含む)
 - (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業に係る支払い(但し、第1項の1号から3号除く)
 - (5) 出資や債務の支払い(振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等)
 - (6) 国や地方公共団体への税金等支払い並びに公共料金等の支払い
 - (7) その他区長が不適当と認めるもの
- 5 商品券の使用において、額面以下の取引をした場合の釣銭は支払わないでください。